

立教新座高等学校学則

制定施行
(題名変更)
変更

昭和23年4月1日
2000年4月1日
2025年4月1日

第 1 章 総 則

第 2 章 学級編成及び収容定員

第 3 章 修業年限

第 4 章 学年, 学期, 休業日等

第 5 章 教育課程, 単位数, 学年の課程修了の認定, 卒業等

第 6 章 入学, 退学, 転学, 休学等

第 7 章 学 費

第 8 章 保護者及び保証人

第 9 章 賞 罰

第 10 章 教職員組織

第 11 章 雑 則

別表第 1

別表第 2 ~ 4

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に準拠して中学校を卒業した男子に高等普通教育を施し、社会の有為な形成者を育成するとともに大学教育の基礎たらしめることを目的とする。

(課程)

第 2 条 本校に普通科を置き、全日制の課程とする。

(名称)

第 3 条 本校は、立教新座高等学校という。

第 2 章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第 4 条 本校の学級編成及び収容定員は、各学年 8 学級、定員総数 840 名とすることを原則とする。

第 3 章 修業年限

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、3 年とする。

第 4 章 学年、学期、休業日等

(学年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて次の 3 期とする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 78 号）に規定する休日
 - (3) 県民の日を定める条例（昭和 46 年埼玉県条例第 56 号）に規定する休日（11 月 14 日）
 - (4) 創立記念日（5 月 5 日）
 - (5) 春季休業（3 月 25 日から 4 月 7 日まで）
 - (6) 夏季休業（7 月 25 日から 8 月 31 日まで）
 - (7) 冬季休業（12 月 25 日から 1 月 7 日まで）
- 2 前項第 5 号から第 7 号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。
- 3 第 1 項に掲げる休業日においても、教育上必要があるときは、授業を行うことができる。
- 4 非常災害その他急迫の事情があるとき又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 5 章 教育課程、単位数、学年の課程修了の認定、卒業等

(教育課程及び単位数)

第 9 条 教育課程及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(学業成績の認定)

第 10 条 教科目の単位の修得（学業成績）は、学習成績及び日常生活態度の総合評価を基礎として認定する。ただし、学習成績については、試験を実施し、その結果により評価することがある。

(学業成績の通知)

第 11 条 学業成績は、学期末又は適当なときに保護者に通知する。

(進級、卒業及び推薦)

第 12 条 進級及び卒業は、教科目の単位の修得を基礎とし、教員会議の意見を聴いて、校長が認定する。

- 2 本校を卒業し立教大学に入学を希望する者については、教員会議の意見を聴いて、校長が推薦する。ただし、推薦を受けることができるのは、卒業年度に限るものとする。

(卒業証書)

第 13 条 本校所定の教科目の全単位を修得した者には、卒業証書を授与する。

第 6 章 入学、退学、転学、休学等

(入学を許可する時期)

第 14 条 入学を許可する時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第 15 条 本校の第 1 学年に入学することができる者は、中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第 16 条 入学志願者が定員を超過する場合は、試験の上選抜する。

- 2 立教新座中学校を卒業し、立教新座中学校長の推薦を受けた者については、試験の一部又は全部を免除することができる。

(出願手続)

第 17 条 入学を希望する者は、保護者において本校所定の入学志願書及びその他の書類に別表第 2 に定める入学検定料を添えて、願い出なければならない。

- 2 前項にかかわらず、立教新座中学校を卒業し、立教新座中学校長の推薦を受けた者については、入学検定料の一部又は全部を免除することができる。

(入学手続)

第 18 条 入学を許可された者は、保護者において本校所定の誓約書及びその他の書類に別表第 3 に定める入学金を添えて、本校が指定した期日までに提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続きが指定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消す。

(転入学及び編入学)

第 19 条 他の高等学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考の上転入学又は編入学を許可することがある。ただし、相当学年の前学年の課程を終えた者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(退学及び転学)

第 20 条 やむを得ない事情のために退学又は他の高等学校に転学しようとする者は、保護者においてその事由を明記し退学届又は転学届を校長に提出し許可を得なければならない。

(再入学)

第 21 条 前条の規定により退学した者が、退学した日から 2 年以内に再入学を願い出るときは、学年の初めに同一学年に選考の上入学を許可することがある。

- 2 再入学を許可された者は、保護者において本校所定の誓約書及びその他の書類に別表第 3 に定める入学金を添えて、本校が指定した期日までに提出しなければならない。

(欠席、休学及び復学)

第 22 条 欠席しようとする者は、保護者においてその都度届け出なければならない。

- 2 病気その他の事由でその学年間休学しようとする者は、保護者においてその事由を明記し、休学届に必要な書類を添えて、校長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者から、その事由を明記した書類を添えて申請し、校長の承認を得なければならない。

第 7 章 学 費

(入学金, 授業料及び維持資金)

第 23 条 入学金, 授業料及び維持資金 (以下これらを総称して「学費」という。) は, 別表第 3 及び第 4 のとおりとし, 納入の方法及び時期については, 別に通知する。

(学費の変更)

第 24 条 学費は, 事情により変更することがある。

(学費の納入及び減免)

第 25 条 在籍者は, 所定の学費 (入学金を除く。以下本章において同じ。) を納入しなければならない。ただし, 次の各号に掲げる者の授業料については, それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 傷病又は留級留学のために休学する者 休学期間中の授業料を全額免除した額
- (2) 進級留学のために休学する者 所定の額
- (3) 退学, 転学, 転入学, 編入学又は再入学をする者 別に規程, 内規, 基準等 (以下「規程等」という。) で定める額

(学費の滞納)

第 26 条 正当な事由がなく, かつ, 所定の手続きを行わず, 学費を滞納し, その後においても納入の見込みがないときは, 退学を命ずることがある。また, 学費の滞納がある者は, 完納となるまで卒業を認めない。

(納入金の不還付)

第 27 条 既に納入した学費は, 事情のいかんにかかわらず返還しない。

第 8 章 保護者及び保証人

(保護者)

第 28 条 保護者は, 次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者又は後見人
- (2) 成人し独立の生計を営む兄弟又は縁故者

2 保護者は, 本校に対し, 生徒に関する一切の責任を負う旨誓約した者でなければならない。

(保証人)

第 29 条 保護者は, 自己のほかにも, 成人し独立の生計を営む者で, 本校に対し, 生徒に関する一切の責任を負うことができる者 1 名を保証人として定めなければならない。

(保護者及び保証人の変動)

第 30 条 保護者又は保証人が死亡したり, 又はその要件を欠いたりしたときは, これに代わって保護者又は保証人になろうとする者が, その旨を届け出なければならない。

2 保護者又は保証人が氏名又は住所を変更したときは, 速やかに届け出なければならない。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は, 表彰する。

- (1) 学習成績及び日常生活態度が他の模範とするに足る者
- (2) 出席状況が良好な者

(懲戒)

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は, 懲戒する。

- (1) 不正行為又は暴力行為を行った者
- (2) その他本校の教育方針に背いた者

2 懲戒は, 訓戒, 謹慎, 停学及び退学とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は, 退学させることがある。

- (1) 学業成績が劣等又は病気により成業の見込みのない者
- (2) 操行不良で改善の見込みのない者

- (3) 出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱した者
- (5) その他生徒としての本分に反した者

第 10 章 教職員組織

(教職員組織)

第 33 条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 教頭
 - (4) チャプレン
 - (5) 教諭
 - (6) 司書教諭
 - (7) 養護教諭
 - (8) 講師
 - (9) 職員
 - (10) 実習助手
 - (11) 学校医
 - (12) 学校歯科医
 - (13) 学校薬剤師
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 3 副校長は、必要があるときに置くことができる。
 - 4 副校長は、校長の指示により、校務を担当する。
 - 5 教頭は、校長（副校長を置く場合は校長及び副校長）を補佐し、校務を整理する。
 - 6 本条第 1 項第 1 号から第 3 号以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第 11 章 雑 則

(奨学金)

第 34 条 学習成績及び日常生活態度が良好で、学費不十分と認められる者のうち、奨学金の貸与を願い出る者に対しては、別に規程等で定めるところにより学費の貸与を行う。

(細則)

第 35 条 この学則に必要な細則は、校長が定める。

附 則

この学則は、昭和 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 教育課程及び単位数表（第9条関係）

（本表は2023年度第1学年から適用する）

教科	科目	1年	2年	3年	計	備考
国語	現代の国語	3			3	☆印の国語2科目の中から1科目選択
	言語文化	2			2	
	論理国語		2	(3)☆	2(5)	
	文学国語			3	3	
	古典探究		2	(3)☆	2(5)	
地理・歴史	地理総合	2			2	★印の地理・歴史3科目の中から1科目選択 ▲印の地理・歴史3科目と▲印の公民2科目(必ず2科目合わせて選択すること)と▲印の理科3科目の中から1科目選択 ※2年次の歴史総合と日本史探究または世界史探究は、先に歴史総合を履修してから、日本史探究または世界史探究を履修する
	地理探究		(4)★		(4)	
	地理			(4)▲	(4)	
	歴史総合	1	1※		2	
	日本史探究		(4)★※		(4)	
	日本史			(4)▲	(4)	
	世界史探究		(4)★※		(4)	
世界史			(4)▲	(4)		
公民	公民	2			2	▲印の地理・歴史3科目と▲印の公民2科目(必ず2科目合わせて選択すること)と▲印の理科3科目の中から1科目選択
	倫理			(2)▲	(2)	
	政治・経済			(2)▲	(2)	
数学	数学Ⅰ	3			3	※「数学Ⅲ」は、自由選択科目として履修
	数学Ⅱ		4		4	
	数学Ⅲ			※		
	数学A	2			2	
	数学B		2		2	
	数学C			2	2	
	物理基礎		3		3	
理科	物理			(4)▲※	(4)	▲印の地理・歴史3科目と▲印の公民2科目(必ず2科目合わせて選択すること)と▲印の理科3科目の中から1科目選択 ※ただし理科3科目は、自由選択科目として開講することができる
	化学基礎	3			3	
	化学			(4)▲※	(4)	
	生物基礎		3		3	
	生物			(4)▲※	(4)	
保健体育	体育	2	3	4	9	
	保健	1	1		2	
芸術	音楽Ⅰ	(2)◆			(2)	◆印の芸術4科目の中から1科目選択
	美術Ⅰ	(2)◆			(2)	
	工芸Ⅰ	(2)◆			(2)	
	書道Ⅰ	(2)◆			(2)	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	4			4	
	英語コミュニケーションⅡ		4		4	
	英語コミュニケーションⅢ			4	4	
	論理・表現Ⅰ	2			2	
	論理・表現Ⅱ		2		2	
論理・表現Ⅲ			2	2		
家庭	家庭基礎	2			2	
情報	情報Ⅰ		2		2	
宗教	聖書	2			2	
自由選択群	国語					6～8単位選択(各2～4単位)
	地理・歴史					
	公民					
	数学					
	理科					
	保健体育			(6～8)	(6～8)	
	芸術					
	外国語					
家庭						
情報						
宗教						
総合的な探究の時間	1	1	2	4		
特活	1	1	1	3		
合計	35	35	31～33	101～103		

別表第2 入学検定料（第17条関係）

一般入試		30,000円
推薦入試	一次選考料	10,000円
	二次選考料	20,000円
地域指定校制推薦		30,000円

別表第3 入学金（第18条,第23条関係）

入学金		300,000円
-----	--	----------

備考 再入学の場合は、2分の1相当額を納めなければならない。

別表第4 授業料及び維持資金（第23条関係）

授業料	全学年	年額	624,000円
維持資金	全学年	年額	378,000円